

○中津市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱

平成30年10月1日 中津市告示第301号

改正

令和 元年 9月20日 中津市告示第108号

令和 2年 5月15日 中津市告示第188号

令和 3年 3月31日 中津市告示第110号

令和 5年 3月30日 中津市告示第115号

令和 6年 3月11日 中津市告示第 86号

中津市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、危険住宅の移転を行う者に対し交付する中津市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、中津市補助金等交付規則（平成19年中津市規則第9号。以下「規則」という。）及び補助金等の交付手続に関する特例規則（平成18年中津市規則第7号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、災害危険区域等の区域内にある危険住宅の移転等に要する経費を市が補助することにより、土砂災害等の危険から住民の生命の安全を確保することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 人の居住の用に供する家屋又は家屋の部分をいい、店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等に供する部分の床面積の合計が全体床面積の2分の1未満のものに限る）をいう。
- (2) 所有者等 補助対象建築物に居住する所有者若しくはその相続人、又は所有者の同意を得て補助対象事業を行う者をいう。
- (3) 既存不適格 建築時には適法に建てられた建築物であって、その後、法令改正や都市計画変更等によって現行法に対して不適格な部分が生じた建築物のことをいう。
- (4) 土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条に基づき都道府県知事が指定した土

砂災害特別警戒区域をいう。

- (5) 災害危険区域 建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項の規定に基づき地方公共団体が条例で指定した災害危険区域（急傾斜地崩壊危険区域）をいう。
- (6) がけ条例適用区域 大分県建築基準法施行条例（昭和46年大分県条例第27号）第2条の規定により、がけに近接する建築物に対し、建築物の敷地及び構造が制限されている範囲をいう。
- (7) 土砂災害特別警戒区域に指定される見込のある区域 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第4条第1項に定められた基礎調査を完了し、土砂災害特別警戒区域に指定される見込のある区域をいう。
- (8) 災害救助法の適用を受けた区域 事業着手時点で過去3年間に災害救助法の適用を受けた区域をいう。
- (9) 危険住宅 土砂災害特別警戒区域、災害危険区域、がけ条例適用区域、土砂災害特別警戒区域に指定される見込のある区域及び災害救助法の適用を受けた区域に存する既存不適格な住宅又はこれらの区域に存する建築後の大規模地震、台風等により安全上若しくは生活上の支障が生じ、地方公共団体が移転勧告、是正勧告、避難指示等を行ったものをいう。ただし、避難指示については、当該指示が公示された日から6月を経過している住宅に限る。
- (10) 代替住宅 移転先となる危険住宅に代わる住宅（移転先は市内の土砂災害特別警戒区域、災害危険区域、がけ条例適用区域、土砂災害特別警戒区域に指定される見込のある区域及び災害救助法の適用を受けた区域外に限る。）をいう。

（補助対象者）

第4条 補助の対象となる所有者等（以下「補助対象者」という。）は、次の各号の要件に該当するもの又は市長が適当と認めるものとする。

- (1) 本市の市税を滞納していない者
- (2) 中津市暴力団排除条例（平成23年中津市条例第3号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第2号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団関係者」という。）でない者

（補助対象事業等）

第5条 補助対象事業は、次の各号に掲げる事業のうち、市内に存する危険住宅について行う事業とする。

(1) 危険住宅除却等事業 危険住宅の除却等を行う事業

(2) 代替住宅建設等事業 代替住宅の建築等（新築、増築又は改築をいう。以下同じ）又は購入を行う事業

2 代替住宅の新築については、原則として建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合するものでなければならない。

3 第1項各号に規定する補助対象事業は、危険住宅に居住する者の代替住宅への移転及び当該危険住宅の除却を伴うものでなければならない。

（補助対象経費及び補助金の額）

第6条 補助金の交付の対象となる経費及び補助限度額等は、別表のとおりとする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条の申請があった場合は、書類審査及び現地調査のうえ適当であると認めるときは、補助金の交付の決定をするものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により交付を決定する場合において必要があるときは、補助金の交付について条件を付することができる。

4 申請者は、補助金の交付決定の通知を受けたのち、工事に着手しなければならない。

（補助金交付申請の取下げ）

第9条 補助金交付決定通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、前条の規定による補助金交付決定の通知を受けたのち、事情により補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、速やかに補助金交付申請取下届（様式第3号）により市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による補助金交付申請取下届の提出があったとき、市長は、当該補助金の交付の決定を取り消すものとする。

(工事着手届)

第10条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が補助事業に着手するときは、事業着手届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(補助事業の内容の変更)

第11条 補助事業者は、第7条の規定による補助金交付決定の通知を受けたのち、事情により補助事業の内容を変更するときは、速やかに補助金変更承認申請書(様式第5号)により市長に申請しなければならない。

2 第7条及び第8条の規定は、前項の場合に準用する。

(完了実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了実績報告書(様式第6号)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の報告は、補助対象事業の完了の日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定により完了実績報告を受けたときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書(様式第7号)により、補助事業者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、補助事業者が虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたときは、補助金交付決定取消通知書(様式第8号)により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消し部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 前項の規定による補助金の返還及び加算金の納付は、当該補助金の返還を命ぜられた日から起算して30日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、規則第16条第2項に規定する延滞金を課する。

(補助金の返還)

第15条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じることができる。

(補助金の交付請求)

第16条 補助事業者は、補助金の交付の請求をするときは、補助金交付請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(跡地の管理)

第17条 補助事業者は、危険住宅除却後の跡地について、市長の指示する標識を設置し、適正な管理を行わなければならない。

(関係書類の保管)

第18条 補助事業者は、補助金及び移転事業費の経費を明らかにする帳簿を作成し、証拠書類と共に移転事業完了後5年間保管しなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成30年11月1日から施行する。

(失効規定)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に完了した事業における第12条から第18条までの規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の中津市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以降(以下「施行日」という。)に行った交付の決定に係る補助金について適用し、施行日以前に行った交付の決定に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この告示は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第5条の規定は、令和5年度以降の予算に係る補助金から適用し、令和4年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

別表（第6条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
危険住宅除却等事業	所有者等が危険住宅の撤去費並びに撤去に伴い必要な動産移転費、仮住居費及び跡地整備費	1戸あたり975千円を限度とする。
代替住宅建設等事業	所有者等が代替住宅の建設、購入（これに必要な土地の取得を含む。）及び改修をするために要する資金を金融機関その他の機関から借り入れた場合において、当該借入金の利子（年利率8.5%を限度とする。）に相当する額の費用	1戸当たり421万円（建物部分につき325万円、土地部分につき96万円）を限度に市長が定める額